

市議会議員の海外行政視察に係る公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法(以下「法」という。)第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

なお、住谷幸伸監査委員および伏見正範監査委員は、法第199条の2の規定により、除斥されています。

平成18年9月7日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己

市議会議員の海外行政視察に係る公金支出に関する住民監査請求
の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成18年7月13日

3 請求の要旨(原文)

別紙事実証明書(「平成18年度高松市議会海外行政視察」名目の起案文書写、高松市企画財政部作成の「財政運営指針(平成17年10月)」の中期財政収支見通し写(注)事実証明書については省略した。)の記載によると、高松市の公務員は、高松市議会議員妻鹿常男、同伏見正範、同香川洋二、同山下稔、同吉峰幸夫、同天雲昭治に対し、単に2回当選した議員であるというだけの理由で、必要もないのに仏蘭西国パリ市・トゥール市、伊太利国ローマ市・ジェンツァーノ市を海外視察の名目で旅行をさせて高松市の公金3,595,320円を違法又は不当に支出させたもので

ある。本件公金支出は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」公金支出に該当するものである。

高松市企画財政部作成の別紙事実証明書に記載の通り高松市の中期財政収支見通しは大幅な財源不足が明らかであるにもかかわらず、本年7月2日から8日までに上記6名が海外視察をする必要性もないのに無駄な公金支出をして高松市に対し支出額相当額の損害を与えたことは明白である。

本件公金支出は、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出である。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な「公金支出」について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の公務員が、当選2回の市議会議員6名（以下「派遣議員」という。）を、平成18年7月2日から同月8日までの間、フランス・イタリアの都市へ海外行政視察の旅行（以下「本件視察旅行」という。）をさせ、公金からその費用合計金359万5,320円を支出したことが、必要もない旅行に対するものとして、公金の違法または不当な支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、本件視察に係る公金支出につき、責任を有する者に対して、当該損害の補てんを求めるほか必要な措置をとるよう、高松市長（以下「市長」という。）に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成18年8月11日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請

求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、市議会事務局総務調査課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員等から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市議会議員による海外行政視察旅行の必要性とこれに関する諸規定

ア 市議会議員による海外行政視察旅行の必要性

市は、市議会議員自らが先進諸外国の各種公共施設や先進都市の行政実情を直接見聞し、国際感覚を習得することが、市政の課題の解決に向け、新たな観点からの手掛かりを得られる可能性があり、定例会等の場でこれをもとに質疑・質問することで、市政の進むべき方向性を提示できるなど市議会議員の議会活動能力が高められ、市民の福祉の向上に寄与するところが大きいと認識しており、そのために市議会議員による先進海外行政視察旅行を実施することは、極めて有効かつ必要なものと判断している。

イ 市議会議員による海外行政視察旅行に関する諸規定

(ア) 市議会議員の派遣に関する規定

a 法律上の規定

法は、第100条第12項において、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定している。

b 規則上の規定

市は、この法第100条第12項の規定に基づき、高松市議会

会議規則（以下「会議規則」という。）第159条で市議会議員の派遣に関する規定を定めており，同条第1項は，「議員を派遣しようとするときは，議会の議決でこれを決定する。ただし，緊急を要する場合は，議長において議員の派遣を決定することができる。」と規定するとともに，同条第2項は，「議員の派遣を決定するに当たっては，派遣の目的，場所，期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定している。

(イ) 費用弁償の支給に関する規定

a 法律上の規定

法は，第203条第3項において，普通地方公共団体の議会の議員などは「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」と規定し，普通地方公共団体が議会の議員などに対して費用弁償しなければならない義務を負うことを明確に示した上，その支給については，同条第5項で「報酬，費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は，条例でこれを定めなければならない。」と規定している。

b 条例上の規定

市は，この法第203条第5項の規定に基づき，高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「費用弁償等に関する条例」という。）を制定しており，同条例第4条第1項は，「議員が公務のため旅行した場合は，費用弁償として，別表第2に規定する旅費および高松市職員旅費支給条例（第13条および第15条から第17条までを除く。）に規定する特別職に属する職員の旅費額相当の旅費を支給する。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，市長が別に旅費を定めて支給することができる。」と規定するとともに，同条第3項は，「旅費の支給方法は，一般職の職員に支給する旅費の例による。」と定めている。

(2) 市における市議会議員の海外行政視察旅行の沿革とその成果

市は，昭和48年から，財政負担の軽減や他市の実施状況を踏まえ，

当選回数が2回（以下「2期」という。）以上の市議会議員を，海外行政視察旅行に派遣しており，その人選については，改選された市議会議員の中から選挙で選ばれた議長が，毎年3月に，各会派会長会に諮り，2期以上の市議会議員を対象に行っていたが，平成11年度以降においては，これまでと同様に選ばれた議長が，各会派会長会に諮り，向こう4年間の任期中に，2期以上の市議会議員の中から，各年度において派遣する市議会議員を人選するとともに，派遣先についても，従来から各年度で欧州，米国，豪州のうち，いずれに派遣するかを，協議の上，決定している。

なお，平成15年度以降の実施状況については，台風災害のため中止した平成16年度を除いて，毎年度，7日間の日数で実施されており，平成15年度は，当選回数5回以上の市議会議員4名がオランダ・ドイツで都市計画と自転車交通施策，環境行政および風力発電の状況を，平成17年度は，当選回数3回の市議会議員3名がニュージーランドで地方議会制度，地域コミュニティー制度，市町村合併の効果と反省点，オークランド港開発および高齢者福祉施設の状況を視察している。

そして，これまでに，平成10年第3回定例会では，下水処理水の活用やごみの有料化等について，平成14年第4回定例会では，食品リサイクル法の実効性を確保するための方策などについて，平成18年第1回定例会では，地域コミュニティー制度のあり方について，それぞれ海外行政視察に派遣された市議会議員から，市の所見を求める質問が行われている。

しかしながら，市は，これらの質問の趣旨を踏まえ，それがどの程度，市政に反映され具現化されたのかを確認できる手立てを構じていないことから，その後の成果を把握するまでには，至っていないが，このうち，家庭系一般廃棄物の収集，運搬および処分の有料化については，前述の質問が行われた前後の定例会等で，他の市議会議員からも，多様な観点からの質問があり，海外行政視察に派遣された市議会議員からの質問が，どの程度の影響を及ぼしたのか，その見極めはできないものの，平成16年10月から実施されている。

(3) 本件視察旅行の派遣議員の人数・人選・費用額など決定の合理性

本件視察旅行の派遣議員は、平成15年4月27日に執行された高松市議会議員選挙による改選後の市議会議員の中から選挙で選ばれた議長が、各党派会長会に諮った結果、2期の市議会議員10名が人選されたものの、そのうち4名が諸般の事情により派遣を辞退したことから、残り6名となったものであり、派遣先については、欧州に決定した。

市は、厳しい財政状況を踏まえ、平成15年度以降、海外行政視察の予算を1人当たり80万円から60万円に減額していることから、海外行政視察に要する費用額のうち、国外での旅行費用額について、複数の業者から見積りを徴取する見積合わせを実施しており、その見積説明会の際、各旅行業者に提示する仕様書では、航空運賃をエコノミークラスとし、宿泊料についてもツインタイプの部屋を指定するなど節減を図っており、本件視察旅行の国外での旅行費用額の決定に当たっても、これまでと同様の仕様書の内容に基づき見積合わせを行っている。

しかしながら、見積説明会で旅行業者に提示する仕様書や行程表の作成には、視察先および公式訪問の対象施設等の特定が必要不可欠なものであるが、市には、海外の交通事情、公共施設・行政機関などの公式訪問の予定施設の状況について、詳細かつ豊富な情報や知識を有する職員がいないことから、限られた予算内で本件視察旅行を有益なものとするため、市は、これらの事項を決定する資料として、専門的な立場から意見やアドバイスを得ることが得策であると考えたとともに、派遣議員が市政の課題に対する自らの信条や理念を総合的に勘案しながら、自発的に定めることが望ましいとも考えており、過去に市の海外行政視察の企画を手掛けた実績があり、かつ、海外行政視察の企画の経験が豊富な旅行者からの助言を得ながら、派遣議員に、視察先および公式訪問の対象施設を特定することを委ねている。

(4) 本件視察旅行の目的およびその企画内容

市は、本件視察旅行の目的についても、視察先や公式訪問の対象施設の特定と同様に、あらかじめ市がその目的を定めるより、派遣議員が市政の課題等に対する自らの信条や理念を総合的に勘案しながら、自発的

に定めることが望ましいと判断し、この方針に基づいて派遣議員にその決定を委ねていたところ、派遣議員は、視察先や公式訪問の対象施設を特定する前に、協議し、その結果、欧州の社会福祉制度および地域活性化等に係る先進施策の調査研究を目的とするものと決定し、その目的を具現化するため視察先や公式訪問の対象施設を具体的に選定したものである。

本件視察旅行の企画内容は、7日間の行程であり、そのうち市からローマを経てパリに至るまでの移動に1日、ローマから市に戻るまでの移動に2日間をそれぞれ当てており、残4日間の日程は、次のとおりである。

初日の日程は、午前中にパリの全国ボランティアセンターを訪問し、フランスにおけるボランティア組織の運営や同ボランティアセンターの運営状況を視察した後、午後、陸路で市の姉妹都市であるトゥール市へ移動する。2日目は、午前中にトゥール市内のマルムティエ学園高等部を視察し、その後、トゥール市役所を表敬訪問して、姉妹都市交流を図るとともに、都市再開発状況の説明を受け、午後、陸路で再びパリへ移動する。3日目は、午後に空路でローマに移動する。4日目は、午前中にローマ郊外のジェンツァーノ市役所を訪問し、花祭りや地場産品を活用した都市近郊型観光の取組について説明を受け、午後、ローマに戻り、ローマ観光振興協会を訪問し、外国人観光客の動向やローマ市との協力体制の実情について説明を受け、予定された日程を終了させることとしている。

(5) 企画内容から見た本件視察旅行の必要性と期待される成果

市は、地域住民の積極的な参加により、住民相互で支え合うための仕組みづくりを行う地域福祉の推進に取り組んでいること、また、合併町の多彩な産業や歴史文化など、貴重な地域資源が増えたことに伴い、それぞれの地域の地場産業の振興を通して、特性に応じた地域の活性化を図ることを必要としていること、さらに、サンポート高松や栗林公園など既存観光地の活性化はもとより、合併により加わった新たな観光資源とを組み合わせた新たな観光ルートの形成などにより、観光振興策の根

本的な見直しを必要としているところ，本件視察旅行の企画内容には，前述の(4)で示したとおり，パリでは，ボランティア組織の運営や同ボランティアセンターの運営状況の視察，ジェンツァーノ市では，花祭りや地場産品を活用した都市近郊型観光の取組の視察，ローマ観光振興協会では，外国人観光客の動向やローマ市との協力体制の実情の視察が盛り込まれていること，さらには，市と1988年に姉妹都市提携をしたトゥール市を表敬訪問することで，両市の親善交流の推進に貢献できることなどから，派遣議員が特定した本件視察旅行の訪問先については，市政の課題に対する訪問対象施設として適っているものと判断している。

市は，派遣議員が本件視察旅行に参加することにより，直ちにその成果を発揮できるとは断定できないが，今後の定例会等を通じて，個々の派遣議員が議会活動を行う中で，具体的施策に反映され，市政の効果的な運営に役立つものと考えている。

(6) 本件視察旅行の実施とその費用支出の適法性および相当性

市は，前述の(3)で示したように，本件視察旅行の実施に伴う費用弁償額のうち，国外の費用弁償額の決定に当たっては，厳しい財政状況を考慮し，2者以上の旅行業者の中から最も安価な見積金額を提示した者の航空運賃や宿泊費等を算定根拠とする必要があり，派遣議員が協議の上，決定した本件視察旅行の目的，視察先，訪問施設等を盛り込んだ仕様書および行程表を作成した上，平成18年5月19日付けで見積徴取執行伺決裁を受け，同月29日に旅行業者3者から見積りを徴取した結果，予定金額360万円(1人当たり60万円)に対し，2者がそれを下回り，そのうち，341万4,000円(1人当たり56万9,000円)の最も安価な金額を提示した旅行業者の企画を採用することに決定した。

ところが，市は，その後，同旅行業者から，仕様書に記載されていた関西空港・パリ間の往復航空券の手配ができないことが判明した旨の連絡を受け，同旅行業者に代替案の検討を要請した結果，成田空港・ローマ間の往復航空券の手配は可能であることが判明したので，行程表を一部修正した上で，再度，同旅行業者から見積書を徴取することが適当で

あると判断し、同年6月13日付けで再見積徴取伺決裁を受け、同月21日に見積りを徴取した結果、同旅行者から317万4,000円（1人当たり52万9,000円）の見積額が提示され、この額をもって国外の費用弁償額に決定した。

この結果、市は、本件視察旅行に伴う費用弁償額を、費用弁償等に関する条例第4条第1項の規定に基づき算定された派遣議員の国内旅行に係る費用弁償額42万1,320円（1人当たり7万220円）に、上記の額を加えた計359万5,320円とする一方、平成18年第3回定例会の最終日となる同月22日に、会議規則第159条第2項の規定に基づき派遣目的、派遣場所、派遣期間および派遣議員を明記した資料を上程した上で、同条第1項の規定に基づく議会の議決を受け、同月26日に本件視察旅行の実施について、費用弁償等に関する条例第4条第1項ただし書の規定に基づく市長決裁を受け、最終的に決定した。

その後、市は、高松市会計規則（以下「会計規則」という。）第79条第1項第1号の規定に基づく概算払により、派遣議員1人当たり59万9,220円の費用弁償額を支給するため、支出負担行為決議兼支出命令を起案し、同月26日付けで総務調査課長の決裁を受け、その費用弁償金は同月30日に派遣議員にそれぞれ支払われ、本件視察旅行は企画内容どおり実施された。

そして、概算払によって支払われた費用弁償額については、会計規則第80条第1項の規定に基づき、本件視察旅行が終了した7月8日から5日以内となる同月12日に精算されている。

このような経過から明らかなように、市としては、本件視察旅行の実施とその費用支出は、適正かつ相当なものであると判断している。

(7) 本件視察旅行の具体的成果

派遣議員は、本件視察旅行終了後、連名で復命書を作成し、これを同年8月4日付けで市議会議長あてに提出しており、それに添付されている報告書によれば、派遣議員は、パリ全国ボランティアセンターでは、年間運営費の半分が会費収入で、残りは国、県、市、企業などからの補助金や寄附金でまかなわれており、その補助金のうちでは、国からの援

助が大きいものの、その財源となる個人所得課税負担割合は日本の平成18年度当初予算での6.3パーセントに対し、10.2パーセントと高負担になっていることから、限られた財源で高品質のサービスを受けるには、相応の受益者負担を余儀なくされる実情にあることを知り、ツール市においては、2008年の姉妹都市20周年記念行事について意見交換を行うなど姉妹都市としての親善交流を図るとともに、都市再開発の実情について説明を受け、企業、大学、行政との産学官の連携を基盤とし、ソフト部門の研究所を設立するなど、企業や研究所等を誘致するための取組を視察した結果、このような企業等の積極的な誘致は、市の将来にとっても必要であることを学び、ジェンツァーノ市では、地場産のワイン、ハム、パン等農業、畜産に係る事業の推進や地場産の野菜を使った農業体験型レストランの経営状態などを視察し、市でも取り入れる要素があることの教示を受け、ローマ観光振興協会においては、同協会のホームページ上に48時間または96時間滞在の場合の代表的な観光地めぐりの地図やスケジュールを掲載している事実を見聞し、市においても、細やかなソフト部門でのサービスが観光行政でも必要であることの認識を深めるとともに、観光客を滞在させる仕組みづくりが重要であることを学ぶなど、それぞれの訪問先で見聞した実情とこれに対する派遣議員の考察が記載されている。

2 監査委員の判断

(1) 派遣議員による本件視察旅行の必要性とその成果

請求人は、市が派遣議員を単に2回当選している市議会議員であるというだけの理由で、必要もないのに海外視察の名目でフランス・イタリアの各都市を旅行をさせ、公金を違法または不当に支出している旨を主張しているので、まず、この点について検討する。

ア 本件視察旅行の必要性

市議会議員は、市民の負託を受けて、市の議決機関である議会を組織するものであり、議会に付与されている広範かつ重要な権限の行使に携わり、議会活動において、市の執行機関に牽制を加え、議会と執行機関との相互抑制を通じて均衡を保ちつつ、市の適正かつ円滑な運

営に寄与するものであり、「監査により認められた事実」の(1)のアで明らかにしているように、市の将来の展望や課題の解決を図るため、先進諸外国の行政実情などを直接見聞し、その知識を広めるとともに、国際感覚を習得することが、議会活動の上で、大いに役立ち、市の発展と市民の福祉向上に大きく寄与するものであることは広く認められるところであり、その手段・方法の一つとして、市議会議員による海外行政視察旅行を実施することが有効かつ必要なものであると評価することができる。

現在、市政を取り巻く情勢が、地方分権の推進、少子高齢化の進展、財政状況の悪化など大きく変化している中で、住民サービスの維持・向上や行財政の効率的な運用が求められているとともに、道州制の導入も視野に入れ、その州都を展望した中枢・中核拠点都市を目指し、各地域の特性を生かした街づくりへの取組の実施が期待されている状況を考えると、市議会議員が、海外行政視察旅行によって習得した見識や国際感覚を議会活動に活用する機会は多く、それに対する市民の期待も大きいと考えられ、その必要性は大きくなっているものと推認できるところであり、本件視察旅行は必要でないものであるという請求人の主張は、理由がないものと言わなければならない。

なお、請求人は、2回当選している市議会議員であるという理由だけで、派遣議員に本件視察旅行をさせていると主張し、その不当性を指摘しているが、派遣議員が当選2回の市議会議員になったのは、「監査により認められた事実」の(3)に示したとおりの経過と理由によるものであり、派遣議員が単に2回当選している市議会議員であるというだけの理由で派遣したものでないことは明らかであると言わなければならない、請求人の主張は、失当である。

イ 本件視察旅行の成果

本件視察旅行による成果としては、「監査により認められた事実」の(7)で明らかにしたように、派遣議員は、各訪問施設先で見聞した実情を踏まえ、市の当面する課題の参考となるような考察を加えた報告書を作成し、これを市議会議長に提出しており、派遣議員の議会活動

能力の向上に、一定の成果があったことは認められる。

そして、この成果がさらに今後の市政に対し、どのように反映されるかについては、本件視察旅行後、派遣議員の議会活動能力を発揮する場となる定例会が本件監査期間中に開会されていないことから、今後の定例会等において、派遣議員が本件視察旅行の報告書に記載された考察をもとに質疑・質問する内容と、それに対する市の施策を対比しなければ判断できず現時点で評価することは困難であるが、「監査により認められた事実」の(2)で明らかなどおり、従前の視察旅行によって、家庭系一般廃棄物の収集、運搬および処分の有料化の実現を見るに至ったなどの成果が上がっている実績に照らすと、本件視察旅行の成果も近い将来、何らかの形で具現化される期待可能性は十分あるものと推認される。

ただ、市民には、市議会議員の議会活動の場である定例会等での質疑・質問の内容が、必ずしも迅速かつ具体的に、市政に反映されていないように写ることも否定はできないが、このことをもって、直ちに、市議会議員による海外行政視察による成果は全くなく、必要がないと断定することは、早計に過ぎると言わざるを得ず、この点に関する請求人の主張は理由がないものと言えよう。

(2) 本件視察旅行の適法性・妥当性

ア 本件視察旅行の適法性

市議会議員の行政視察については、国内、国外を問わず、「監査により認められた事実」の(1)のイの(ア)で明らかにしたように、法第100条第12項で、議会は、会議規則の定めるところにより、議員を派遣できる旨を規定されており、市は、同項の規定に基づき、会議規則第159条第1項で、議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定する旨を規定している。

そして、本件視察旅行の決定については、「監査により認められた事実」の(6)で明らかにしたように、平成18年第3回の定例会の最終日となる同年6月22日に、本会議で前記の会議規則第159条第1項の規定に基づく議決を受け、本件視察旅行に派遣議員を派遣すること

を決定したものであり，その手続には，何ら違法はない。

イ 本件視察旅行の妥当性

本件視察旅行は，前記(1)で詳述のとおり，必要かつ相当なものであり，市は，その視察目的や訪問施設の特定を，派遣議員の自主性に委ねているものの，視察目的は市の課題に適っていること，訪問施設も本件視察旅行の目的に適っていること，さらに，派遣議員が市議会議長に提出した報告書には，本件視察旅行で見聞した訪問施設の実情と市の課題を比較した上での考察が記載されているように，一定の成果があったことをうかがえることなどの事実を照らすと，本件視察旅行は，目的，訪問施設および成果のいずれの観点から見ても妥当なものであると認められる。

(3) 本件視察旅行に要した費用弁償額の適法性・相当性とその支出事務手続の合法性

請求人は，市の中期財政収支見通しは大幅な財源不足が明らかであるにもかかわらず，本件視察旅行の費用として，公金 3 5 9 万 5 , 3 2 0 円を違法または不当に支出し，市に支出相当額の損害を与えている旨を主張しているので，この点について，検討する。

ア 費用弁償額の適法性

「監査により認められた事実」の(1)のイの(イ)で明らかにしたとおり，法は，第 2 0 3 条第 3 項において，普通地方公共団体の議会の議員などは「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」と規定し，その支給については，同条第 5 項で「報酬，費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は，条例でこれを定めなければならない。」と規定している。

そして，市は，法第 2 0 3 条第 5 項の規定に基づき，費用弁償等に関する条例を制定しており，同条例第 4 条第 1 項は，「議員が公務のため旅行した場合は，費用弁償として，別表第 2 に規定する旅費および高松市職員旅費支給条例（第 1 3 条および第 1 5 条から第 1 7 条までを除く。）に規定する特別職に属する職員の旅費相当額の旅費を支給する。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，市長が別に

旅費を定めて支給することができる。」と規定している。

本件視察旅行に要した費用弁償額については、「監査により認められた事実」の(6)で明らかにしたとおり、費用弁償等に関する条例第4条第1項の規定に基づき適正に算定された国内の移動に要する費用弁償額に、旅行業者3者から見積りを徴取し、最も安価な金額を提示した者の企画を採用することで算定された日本を出入国する空港発着の費用弁償額を加えた上で、その総額を積算し、同項ただし書の規定に基づき市長までの決裁を受けて決定したものであり、何ら違法性はない。

イ 支出した費用弁償額の相当性

本件視察旅行に関して支出された費用弁償額のうち、国内の移動に要する費用弁償額については、「監査により認められた事実」の(6)で明らかにしたとおり、費用弁償等に関する条例第4条第1項の規定に基づき適正に算定されており、日本を出入国する空港発着の費用弁償額については、市の厳しい財政状況を踏まえ、複数の旅行業者から見積りを徴取するなど節減を図っており、見積徴取の際に定めていた予定金額を下回った旅行業者が3者のうち2者であったことから、相当な額であると判断できる。

また、参考までに、本件視察旅行に要した費用弁償額のうち、日本を出入国する空港発着の費用弁償額の内訳は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、国家公務員の特別職の職員に対し、外国旅行の旅費として支払われる航空賃、宿泊料および食卓料の額のいずれと比較しても、安価なものとなっており、妥当なものと言える。

ウ 費用弁償額の支出事務手続の合法性

費用弁償額の支出事務手続については、「監査により認められた事実」の(6)で明らかにしたように、その支払方法を会計規則第79条第1項第1号に基づく概算払で適正に支出しており、その後の精算についても会計規則第80条第1項で規定している期限内に適正に行われており、何ら違法性はない。

なお、中期財政収支見通しは、予算編成の基本方針を示した財政運

営指針の中で、平成17年度以降の収支見通しを一般財源ベースで試算したものであり、各年度における個々具体的な予算の執行を規制するものではなく、本件視察旅行に要した費用弁償額は、同指針に基づき、計上されている予算を執行したものに過ぎず、市に何ら損害を与えていないことは、明らかである。

- (4) 本件公金支出における法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無

最後に、請求人は、本件視察旅行に要した費用弁償額の公金支出について、法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金の支出であると主張しているため、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

本件視察旅行に要した費用弁償額の公金支出については、前項までに詳述しているところから明らかとなり、正当な理由で、適正な手続によって行われ、適正に算定した最少の経費で最大の効果を挙げているものと認められ、前記各規定に違反するものは何ら見当たらず、違法・不当なものとは言えない。

また、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められず、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がなく、失当である。よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第26号

市議会議員の海外行政視察に係る公金支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成18年9月7日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己

市議会議員の海外行政視察に係る公金支出に関する住民監査請求
に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成18年7月13日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（「平成18年度高松市議会海外行政視察」名目の起案文書写、高松市企画財政部作成の「財政運営指針（平成17年10月）」の中期財政収支見通し写（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、高松市の公務員は、高松市議会議員妻鹿常男、同伏見正範、同香川洋二、同山下稔、同吉峰幸夫、同天雲昭治に対し、単に2回当選した議員であるというだけの理由で、必要もないのに仏蘭西国パリ市・トゥール市、伊太利国ローマ市・ジェンツァーノ市を海外視察の名目で旅行をさせて高松市の公金3,595,320円を違法又は不当に支出させたものである。本件公金支出は、地方自治法第242条第1項に規定する

「違法又は不当な」公金支出に該当するものである。

高松市企画財政部作成の別紙事実証明書 記載の通り高松市の中期財政収支見通しは大幅な財源不足が明らかであるにもかかわらず、本年7月2日から8日までに上記6名が海外視察をする必要性もないのに無駄な公金支出をして高松市に対し支出額相当額の損害を与えたことは明白である。

本件公金支出は、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出である。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な「公金支出」について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は、高松市の公務員が、当選2回の市議会議員6名を、平成18年7月2日から同月8日までの間、フランス・イタリアの都市へ海外行政視察の旅行をさせ、公金からその費用合計金359万5,320円を支出したことが、必要もない旅行に対するものとして、公金の違法または不当な支出に該当するか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。